【目的】

・本制度は、下郷町(以下「町」という。)において事業を営む中小企業者が経営の安定及び振興に必要な資金の融通を促進し、以って経済的地位の向上発展を図ることを目的とする。

【方針】

- ・町は、本制度の適切なる運用を図るため、財政資金を保証融資原資として、一定 の金額を、福島県信用保証協会(以下「協会」という。)に貸付ける。
- ・協会は、この要綱の目的達成のため町の指定する取扱金融機関の本店に預託し、 常時預託額の5倍に相当する額を町内の中小企業者に融資保証を行うものとする。
- ・協会が定める基本保証料と本制度信用保証料との差額については、町が負担する。 この場合において、当該差額相当額については、協会からの請求により支払うもの とする。

【取扱金融機関】

- 東邦銀行会津下郷支店
- 大東銀行田島支店
- · 会津信用金庫田島支店

【申込人の資格】

・1 ケ年以上当町内に居住し、現に同一事業を1 ケ年以上営み、その経営が健全で、かつ、町税を完納している中小企業者とする。

【融資の条件】

- ①資金の使途は、設備資金及び運転資金とする。
- ②融資限度額は、一企業者あたり500万円以内とする。
- ③融資期間は、設備資金が7ケ年以内、運転資金が5ケ年以内とする。
- ④貸付利率は、金融機関の特約利率とする。
- ⑤信用保証料は、協会が定める基本保証料率に応じて、年間の信用保証料率を次の とおりとする。

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
福島県信用保証協会 基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1. 15	1.00	0.80	0.60	0.45
下郷町中小企業振興 資金融資制度保証料率	1.60	1.45	1.25	1.05	0.85	0.70	0.50	0.30	0.15

ただし、協会の定めにより「中小企業の会計に関する基本要領」に基づいた決算書を作成している中小企業者(会計参与設置会社を含む)については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれの割引いた料率が適用される。

⑥保証人·担保条件

ア 法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

イ 個人の場合 必要により、連帯保証人、担保徴する。

⑦返済方法は、分割返済とする。ただし、短期資金(1年以内)は一括返済を認める。

- ⑧受付期間は、随時とする。
- ⑨融資を受けようとする者は、保証人を定め、所定の申込用紙により下郷町商工会 を経由し取扱金融機関へ申し込むものとする。

【その他】

- ①保証融資の申込みによる可否の決定は、協会とする。
- ②この制度要綱に定めのない事項については、町・協会・取扱金融機関で協議して 定める。